

福祉タクシー制度について

福祉タクシー制度につきましては、これまで外出困難な心身障害者の方に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、障害がある方の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図っておりますが、令和2年度からは、ガソリン券としての併用を実施する予定としております。

つきましては、その概要について、下記のとおり報告いたします。

1 現行制度

- (1) 対象者については、次の①～⑥のいずれかに該当する市内に居住する方
 - ①視覚の障害程度が1、2級の身体障害者手帳所持者
 - ②下肢又は体幹の障害程度が1～3級の身体障害者手帳所持者
 - ③心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害程度が1級の身体障害者手帳所持者
 - ④免疫、肝臓の機能の障害程度が1、2級の身体障害者手帳所持者
 - ⑤療育手帳の障害程度がAの人
 - ⑥精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の人
- (2) 利用券については、1か月につき100円券を12枚交付（年間上限14,400円分）
- (3) 利用については、市と契約を締結したタクシー事業者が所有するタクシーで利用可能

2 ガソリンとの併用内容

これまでのタクシー利用券と同様に、市へ利用券交付にかかる申請書を提出していただきます。その後、タクシー利用券、ガソリン利用券として利用できる内容を併記したチケットを交付いたします。ご利用される際にタクシー券として利用するか、ガソリン券として利用するか選択していただくこととなります。

ガソリン利用券として利用される場合には、そのチケットを市と契約した市内の給油所へご持参いただき、給油の際にご使用いただく料金分のチケットを提出してもらうこととなります。

なお、契約する市内の給油所については、現在調整中です。

また、タクシー利用券についてのご使用方法は、従来と変更はありません。

3 今後の予定

今後の主な予定については、以下のとおりです。

- ① 2月14日（金） 申請書を送付
- ② 4月 1日（水） チケット利用開始